（案）

㊞

令和８年 11 月 11 日

岡山地方最低賃金審議会
会　長　　西田　和弘　殿

岡山地方最低賃金審議会
岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　　長谷川　珠子

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月３日及び７月 30 日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡　山　地　方　最　低　賃　金　審　議　会

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部　会　長	長谷川　珠　子	岡山大学学術研究院社会文化科学学域 教授
部会長代理	柴　山　麻祐子	川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 講師
	片　山　裕　之	弁護士

労働者代表委員

	櫻　井　正　巳	日本労働組合総連合会岡山県連合会 副事務局長
	山　本　浩　二	ＮＴＮ労働組合岡山支部　支部長
	雪　井　裕　美	ＪＡＭ山陽岡山県連絡会 地域協議会担当オルグ

使用者代表委員

	上　田　哲　也	協同組合岡山鉄工センター　事務局長
	菊　山　章　弘	（株）フジワラテクノアート　取締役
	鶴　海　　元	カーツ(株)　常勤監査役

別　紙

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域

岡山県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
（２）家庭用エレベータ製造業
（３）冷凍機・温湿調整装置製造業
（４）玉軸受・ころ軸受製造業
（５）農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
（６）縫製機械製造業
（７）生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
（８）基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
（９）半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
(10) 真空装置・真空機器製造業
(11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
(12) 事務用機械器具製造業
(13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
(14) （１）から（13）までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(15) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から(13)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間１，１５１円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　　法定どおり

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

最低賃金専門部会審議経過

会　　議　　等	年　月　日	内　　容
第５２０回 岡山地方最低賃金審議会	令和８年 ７月３日	１　改正決定の必要性の有無について諮問
第５２１回 岡山地方最低賃金審議会	令和８年 ７月３０日	１　改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 ２　専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和８年 ７月３０日	締　切 令和８年８月２０日
専門部会委員の任命	令和８年 ９月１日	
第１回　専門部会	令和８年 ９月１７日	１　部会長及び同代理の選任 ２　今年度の審議の進め方 ３　改正決定の必要性の有無について審議
第２回　専門部会	令和８年 ９月２４日	１　改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和８年 ９月２４日	締　切 令和８年１０月１４日
第３回　専門部会	令和８年 １０月１５日	１　最低賃金額の審議
第４回　専門部会	令和８年 １１月６日	１　最低賃金額の審議
第５回　専門部会	令和８年 １１月１１日	１　最低賃金額の審議（結審）